様式第三十四号（裏面）中「第79条」の下に「第１項」を、「雇用していた」の下に「と認められる」を加える。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第二条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（審査事項等の記載） **第十三条**　法第十七条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める申請書等は、次のとおりとする。 一　（略） 二　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、同令第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書、同令第十三条第一項の雇用保険被保険者転勤届、同令第十四条の個人番号変更届、同令第十四条の二第一項の雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書、同令第百一条の五第一項の雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書、同令第百四十一条の届書並びに同令第百四十二条の届書 三～五　（略） ２　（略） **別表**（第一条関係） 一～十一　（略） 十二　雇用保険法施行規則に係る申請等　第十二条の二の雇用継続交流採用職員に関する届出、第十三条第一項の転勤の届出、第十四条の個人番号の変更の届出、第十四条の二第一項の介護休業又は育児休業開始時の賃金の届出、第十四条の三第一項の介護又は育児のための休業又は勤務時間短縮開始時の賃金の届出、第百一条の五第一項及び第六項の高年齢雇用継続基本給付金の支給の申請、同条第一項の六十歳到達時等の賃金の届出、第百一条の七第一項及び同条第二項において準用する第百一条の五第六項の高年齢再就職給付金の支給の申請、第百一条の十九第一項の介護休業給付金の支給の申請、第百一条の三十第一項及び第五項の育児休業給付金の支給の申請、第百四十一条及び第百四十二条の事業所の設置等の届出並びに第百四十五条第二項の代理人の選任等の届出及び同条第三項の変更等の届出 十三～五十六　（略）	（審査事項等の記載） **第十三条**　法第十七条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める申請書等は、次のとおりとする。 一　（略） 二　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、同令第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書、同令第十三条第一項の雇用保険被保険者転勤届、同令第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、同令第十四条の二の個人番号変更届、同令第十四条の三第一項の雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書、同令第百一条の五第一項の雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書、同令第百四十一条の届書並びに同令第百四十二条の届書 三～五　（略） ２　（略） **別表**（第一条関係） 一～十一　（略） 十二　雇用保険法施行規則に係る申請等　第十二条の二の雇用継続交流採用職員に関する届出、第十三条第一項の転勤の届出、第十四条第一項の氏名変更の届出、第十四条の二の個人番号の変更の届出、第十四条の三第一項の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出、第十四条の四第一項の育児又は介護のための休業又は勤務時間短縮開始時の賃金の届出、第百一条の五第一項及び第六項の高年齢雇用継続基本給付金の支給の申請、同条第一項の六十歳到達時等の賃金の届出、第百一条の七第一項及び同条第二項において準用する第百一条の五第六項の高年齢再就職給付金の支給の申請、第百一条の十三第一項及び第五項の育児休業給付金の支給の申請、第百一条の十九第一項の介護休業給付金の支給の申請、第百四十一条及び第百四十二条の事業所の設置等の届出並びに第百四十五条第二項の代理人の選任等の届出及び同条第三項の変更等の届出 十三～五十六　（略）

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（手帳の失効） **第九条**　法第二十四条第一項第三号の厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略）	（手帳の失効） **第九条**　法第二十四条第一項第三号の厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略）